

東大阪市小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方へ

令和5年10月1日から

東大阪市小児慢性特定疾病医療受給者証の指定医療機関名欄の記載が変わります。

令和5年10月1日以降に交付される医療受給者証（以下「受給者証」）の指定医療機関名欄には薬局と訪問看護ステーションと同様に病院・診療所の個別名称が記載されなくなります。記載の変更に伴い、受診する医療機関が自治体が指定する指定医療機関であれば、受給者証に記載がない医療機関であってもご使用いただけます。

- ・令和5年10月1日以降、医療機関の追加・変更の申請は不要となります。
（令和5年9月30日までに受診される場合は、これまでと同様に追加・変更の申請が必要です。）
- ・現在お持ちの受給者証（令和5年9月30日までに交付されたもの）についても令和5年10月1日以降は、受診する医療機関が自治体が指定する指定医療機関であれば、受給者証に記載がない医療機関であってもご使用いただけます。

※受給者証に記載のない医療機関を受診される場合、受給者証とあわせて、このお知らせを指定医療機関に提示してください。

※指定医療機関は医療機関の所在地の自治体（都道府県・政令市・中核市）のウェブサイトに掲載されています。東大阪市内の指定医療機関は下記の東大阪市ウェブサイト「【小児慢性特定疾病】指定医療機関・指定医」をご確認ください。



東大阪市ウェブサイト

「【小児慢性特定疾病】指定医療機関・指定医」はこちら→

交付日が令和5年9月30日までのもの

指定医療機関名	〇〇病院	所在地	
	□□クリニック	所在地	
		所在地	
		所在地	



交付日が令和5年10月1日以降のもの

	指定医療機関	所在地	
		所在地	

医療機関の個別名称は記載されません

問合せ先

【令和5年9月30日まで】
東大阪市保健所 母子保健・感染症課
TEL 072-970-5820
FAX 072-970-5821

【令和5年10月1日から】
東大阪市保健所 母子保健課
TEL 072-970-5820
FAX 072-960-3809